

十日町市介護職員等人材紹介採用支援補助金交付要綱

令和 7 年 6 月 2 日

十日町市告示第117号

(趣旨)

第1条 この告示は、不足する介護人材の確保を図るため、人材紹介業者を通じて介護職員等を採用した際に支払う経費の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業 次に掲げる事業をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業

イ 法第8条14項に規定する地域密着型サービスを行う事業

ウ 法第8条24項に規定する居宅介護支援を行う事業

エ 法第8条25項に規定する介護保険施設を行う事業

オ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業

カ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

(2) 介護サービス事業所 前号に掲げる事業を行うために開設した事業所をいう。

(3) 人材紹介業者 厚生労働大臣から有料職業紹介事業の許可を得た事業者をいう。

(4) 介護職員等 市内の介護サービス事業所において介護業務に常勤職員として従事している者をいう。

(5) 紹介手数料 人材紹介業者を通じて介護職員等を採用した際に支払った上限制手数料又は届出制手数料をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に介護サービス事業所を開設している法人（以下「法人」という。）

(2) 市税を滞納していない法人

(3) 十日町市暴力団排除条例（平成24年十日町市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、人材紹介業者から紹介を受けて介護職員等を採用した際に成功報酬として法人が負担する紹介手数料（人材紹介業者から紹介を受けて、この補助金の申請年度の前年度4月1日以後に採用した介護職員等（以下「補助対象職員」という。）が、市内の介護サービス事業所で12か月継続して介護業務に勤務した場合に限る。）とする。ただし、その補助対象経費は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除外して算出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象職員が、同一法人において過去に当該補助金の支給対象となっている場合及び同様の補助金、助成金等を他から受けている場合は、補助の対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額とし、補助対象職員1人当たり30万円を上限とする。ただし、1法人当たり申請年度につき3人を限度とする。

2 前項により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、十日町市介護職員等人材紹介採用支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 採用実績及び補助対象経費の内訳
- (2) 法人と人材紹介業者が交わした契約書等の写し（補助対象職員を確認できるもの）
- (3) 紹介手数料の額及び明細書の写し
- (4) 紹介手数料の領収書等の写し
- (5) 勤務表の写し（12か月継続した勤務状況が確認できるもの）
- (6) 申請者の市税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定及び額を確定し、十日町市介護職員等人材紹介採用支援補助金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(請求及び支払)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた法人（以下「補助事業者」という。）は、十日町市介護職員等人材紹介採用支援補助金交付請求書（様式第3

号)を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、十日町市介護職員等人材紹介採用支援補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(努力義務)

第10条 補助事業者は、補助対象職員が長期にわたり勤務することができるよう、資格取得支援、職場環境の改善、処遇改善等に努めるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

十日町市長 様

申請者 所在地
法人名
代表者職氏名
電話番号

十日町市介護職員等人材紹介採用支援補助金交付申請書兼実績報告書

十日町市介護職員等人材紹介採用支援補助金の交付を受けたいので、十日町市介護職員等人材紹介採用支援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 採用実績

採 用 人 数	人
人材紹介業者の 所在地・名称	

3 補助対象経費

紹介手数料の補助対象額	円
補 助 金 交 付 申 請 額	円

4 添付書類

- (1) 採用実績及び補助対象経費の内訳
- (2) 法人と人材紹介業者が交わした契約書等の写し（補助対象職員を確認できるもの）
- (3) 紹介手数料の額及び明細書の写し
- (4) 紹介手数料の領収書等の写し
- (5) 勤務表の写し（12か月継続した勤務状況が確認できるもの）
- (6) 申請者の市税の納税証明書

第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市介護職員等人材紹介採用支援補助金交付（不交付）決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった十日町市介護職員等人材紹介採用支援補助金について、十日町市介護職員等人材紹介採用支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付（不交付）することに決定し、補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額兼確定額 金 円

2 不交付の理由

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

十日町市長 様

申請者 所在地
法人名
代表者職氏名
電話番号

十日町市介護職員等人材紹介採用支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で十日町市介護職員等人材紹介採用支援補助金交付決定兼確定通知を受けたので、十日町市介護職員等人材紹介採用支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

金融機関名	銀行 農協 労働金庫 信用組合	本店 支店 本所 支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市介護職員等人材紹介採用支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した十日町市介護職員等人材紹介採用支援補助金について、十日町市介護職員等人材紹介採用支援補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1 取消金額 金 円

2 取消理由